

# 大名みえ子です

2014.9.26 No.255

東海村村松 2401-2

電話・fax 029-284-0761



25 日夜の報告会で判決内容の説明をする弁護士

川根地区への産廃焼却施設設置許可取消し訴訟

## 東京高裁も不当判決

25 日 13 時 30 分、東京高裁 812 号法廷で、裁判長が述べたのは、「1 つ、本件控訴は棄却する。2 つ、控訴費用は、控訴人らの負担とする」でした。3 人の裁判官のうち、高裁での審理を担当してきた裁判官は一人もおらず、初めての裁判長が冷たく言い放ちました。



その理由書の中で、高裁は、焼却炉の問題点や、経理的基礎の判断など、住民側の各専門家の証言は、法整備の不備を主な理由に、すべて「採用できない」「茨城県が設置許可を出したのは適法である」（詳細はぜひ理由書をご覧ください）と。これでは住民は、本当に泣き寝入りするしかありません。今後のたたかいを強めながら、国会要請など、産廃焼却から住民を守る法整備に向けた取り組みも重要になっていると感じました。

ちなみに審理に関わった裁判長は、7 月末で東京家庭裁判所の所長に栄転？していたそうです。短期のうちに判決の数をこなす裁判長は評価が高くなるのだそうです。関わった住民らへの判決による影響は二の次のようです。



「あっ」と言う間の不当な判決言い渡しに納得いかない気持ちで感想を述べ合う傍聴者

## 建設差し止め求める本訴もがんばる決意 (水戸地裁)



この子らの未来のために

住民らは、2011（平成 23）年 8 月 25 日に、大豊プラントを被告に建設の差し止めを求める本案訴訟を、原告 65 名で提訴しており、この 9 月 19 日には 9 回目の期日がありました。担当の裁判長はじめ裁判官らが現地を見ていないので、手作りの現地 DVD を作製し提出しています。また、今後専門家や原告、相手方焼却炉メーカーなどの証人尋問ができるよう申請しています。次日期日は、11 月 14 日（金）13 時 30 分からです。原告尋問を 4 人申請していますが、何人採用になるか示されることと思います。

ぜひ傍聴を!

9 / 24 議会最終日

集団的自衛権の行使容認「閣議決定」の撤回を求める  
意見書提出の請願 採択 9、不採択 10 で不採択!

不採択!

不採択の理由は、「日本の主権が脅かされる場合、これまでも日本は解決に向けて対応してきた。この対応が、国際法上集団的自衛権とみなされる懸念があるので、これを是正する措置が『閣議決定』と判断した」。しかし今回の集団的自衛権行使容認の「閣議決定」は、9 条解釈変更で、他国のために武力行使をするというものです。このような重要な内容を「閣議決定」で決めるなど立憲主義否定も甚だしいものです。